

公益社団法人東京都医薬品登録販売者協会 賠償責任保険制度のご案内

～2025年度用～

現在、皆さま方にご加入いただいております賠償責任保険が、2025年4月1日に満期を迎えます。公益社団法人東京都医薬品登録販売者協会の団体保険制度として、500万円プラン《Aプラン・Cプラン》に、わずかな保険料差額で1,000万円まで補償する《Bプラン・Dプラン》もご用意しております。

すでにご加入いただいている会員さまで特にお申し出がない場合は前年度と同じご加入プランで継続となります。ご加入内容の変更・解約を希望される場合は2025/3/7(金)までに事務局へご連絡ください。

また、新規にご加入される方は、加入依頼書をご提出ください。

＜事務局 TEL:03-6908-4130／FAX:03-6908-4140＞

- ＜1＞ 保険の内容
- ＜2＞ 事故発生時の連絡方法
◎事故通知書(賠償)
- ＜3＞ 保険約款および特約条項
賠償責任保険普通保険約款＋賠償責任保険追加条項＋施設所有管理者特約条項
傷害総合保険普通保険約款
- ＜4＞ ご加入に必要な書類
・(公社)東京都医薬品登録販売者協会 賠償責任保険制度 加入依頼書

2025年3月

保険契約者 : 公益社団法人 東京都医薬品登録販売者協会
取扱代理店 : 損保ジャパンパートナーズ株式会社
引受保険会社: 損害保険ジャパン株式会社

【賠償責任保険制度】 2025年度契約加入のご案内

薬事法改正に伴って登録販売者は専門的な資格を有し、お客さまへの説明責任を持つことになりました。

企業の責任に合わせて、説明した本人の当事者責任も問われるケースが発生してくると予想され、会員一人一人が万が一の時に備え、賠償資力の確保が必要となります。この保険は、登録販売者の業務中に発生する様々なリスクを補償する保険となっております。またオプション(店舗契約者用)として会員ご自身および従業員が業務中に被ったケガに対する補償も用意しておりますので、賠償責任保険と合わせてご加入いただきますようおすすめします。

I.賠償責任保険制度の内容

1. 本保険の契約者

公益社団法人 東京都医薬品登録販売者協会(以下、東薬協)

2. 本保険に加入できる方は

東薬協会員の方にかぎります。

3. 被保険者の方は

- ・東薬協会員の方
- ・会員の理事、役員、職員および登録販売者(注)

(注)常勤または非常勤を問いません。ただし個別に登録販売者の保険に加入している場合は被保険者から除きます。

4. 保険の内容は

<1>賠償責任保険

近年、消費者の医療品の安全性に対する関心が急速に高まってきており、小さなミスでも厳しくその責任を追及される傾向にあります。この保険では、保険期間中に業務遂行によって他人の身体に障害を与えたり、他人のものを損壊したことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に、被害者に対し支払わなければならない損害賠償金(1事故につき自己負担額:1,000円)を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内でお支払いします。

● 法律上の損害賠償金

- ・ 身体賠償事故の場合:治療費・休業損害・慰謝料 など
- ・ 財物賠償事故の場合:修理費、再調達費 など

※修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

- 被害者に対する応急手当、緊急処理等の費用
- 訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬 など
(事前に損保ジャパンの承認が必要です。)

＜2＞傷害総合保険(オプション契約)＊賠償責任保険とセットでのお引受けになります。

業務遂行中に、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によって身体にケガ＊を被った場合に補償の対象となる保険です。死亡または後遺障害を被った場合や病院・診療所において入院・通院・手術治療を行った場合に、下記の保険金をお支払いします。

＊ケガには身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

① 死亡された場合(死亡保険金)

業務遂行中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生日からその日を含めて 180 日以内にケガがもとで亡くなられたとき、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合はその金額を差し引いてお支払いします。

② 後遺障害が生じた場合(後遺障害保険金)

業務遂行中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生日からその日を含めて 180 日以内にケガがもとで後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の 4%から 100%をお支払いします。死亡保険金、後遺障害保険金は合計して保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。

(例)両目が失明したとき:100% ／ 脊椎^{せき}に運動障害を残すとき:34%

③ 入院された場合＜入院保険金＞

業務遂行中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、入院された場合、入院の日数に対し 180 日を限度として、1 日につき入院保険金日額をお支払いします。

④ 手術された場合＜手術保険金＞

業務遂行中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術、または先進医療に該当する手術のいずれかを受けた場合、入院中に受けた手術は入院保険金日額の 10 倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の 5 倍の額をお支払いします。ただし、1 事故につき 1 回の手術にかぎります。

⑤ 通院された場合＜通院保険金＞

業務遂行中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生日からその日を含めて 1,000 日以内の通院日数に対し、90 日を限度として 1 日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。

保険金をお支払いする場合は・・・

賠償責任保険	* 日本国内において保険期間中に発生した以下の事故による損害が発生し、法律上の賠償責任が発生した場合、お支払いの対象となります。 ＜医薬品等危険＞ 店舗販売業で通常取り扱われている一般用医薬品（法令により登録販売者に認められたものにかぎり、被保険者の占有を離れた医薬品をいいます。） ・医薬部外品・化粧品・医療具・乳製品・健康食品その他これらに類似の商品（以下、「医薬品等」といいます。）の販売・授与など、および被保険者の販売する商品によって生じた偶然な事故に起因して、お客さま等、第三者に損害を与えた場合 （例）お客さまに間違えて薬を渡してしまい、服用したお客さまが腹痛で3日間入院した。 ＜人格権侵害＞ 登録販売者の業務、店舗施設に起因して保険期間中に次のような行為を行い、お客さま等の第三者に損害を与えた場合 (1) 不当な身体の拘束による第三者の自由の侵害または名誉き損 (2) 口頭・文書・図画その他これらに類する表示行為による名誉き損またはプライバシーの侵害 （例）登録販売者である店員が間違えて警察に通報し、顧客が取り調べをうけてしまった。 ＜宣伝障害＞ (1) 生産物または仕事の宣伝に付随する口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉き損またはプライバシーの侵害 (2) 著作権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権を含みません。）、標語または標語の侵害 (3) 宣伝上の着想または営業の手法の不正な流用 ＜施設危険＞（店舗契約加入の方のみ） 被保険者の方が所有・使用または管理する店舗や設備の不完全または使用・管理上のミスに起因してお客さま等第三者に損害を与えた場合 など
--------	--

登録販売者としての業務以外により発生した事故は補償対象となりません。

また、賠償事故において医薬品等以外の商品に起因する事故、例えば野菜、魚肉等の生鮮食品、食堂・喫茶菓子、衣料品等による事故については、補償対象となりません。

（注）賠償責任保険では、法律上の損害賠償責任が生じていないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険のお支払いの対象となりません。

（注）賠償責任保険の財物賠償事故の場合、修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

傷害総合保険	会員ご本人および従業員が業務遂行中に被ったケガにより、 (1)死亡 (2)後遺障害 (3)入院または通院 (4)手術 となった場合
--------	--

保険金をお支払いできない主な損害

<1>賠償責任保険について

<医薬品等危険>

- ① 被保険者または保険契約者の故意による賠償責任
- ② 会員または使用人が所有・管理する財物(預かった財物を含みます。)の損壊事故
- ③ 被保険者と世帯を同じくする同居の親族に対する賠償責任
- ④ 製薬メーカーの責任を肩代わりしたため、またはお客さまとの間に約束を取り交わしたために加重された責任
- ⑤ 欠陥のあった医薬品・医療機器等を取り替え、または修理のために要した費用
- ⑥ 「医薬品等」自体の瑕疵または損壊に起因する賠償責任
- ⑦ 転売される目的のために、販売または授与された「医薬品等」に起因する賠償責任
- ⑧ 戦争、暴動によって生じた事故地震・噴火・洪水・津波等の自然変象によって生じた事故

など

<施設危険>(店舗契約は加入の方のみ)

- ・給排水管、暖冷房装置、消火栓、スプリンクラー等から排出、漏えいまたは氾らんする液体、気体、蒸気等による財物の滅失・き損・汚損に起因する賠償責任

など

<2>傷害総合保険について

- ① 被保険者の故意または重大な過失
- ② 自殺行為、犯罪行為 による事故
- ③ 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故
- ④ 脳疾患、疾病または心神喪失による事故
- ⑤ 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」等)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの

など

※傷害総合保険の「保険金のお支払方法等重要な事項」につきましては、別紙の“<オプション>傷害総合保険のあらまし”に記載されていますので、必ずご参照ください。

5. 保険期間

2025年4月1日(午後4時)から2026年4月1日(午後4時)までの1年間
--

6. 保険金額および保険料

<賠償責任保険>

① 店舗契約 (保険期間:1 年間、団体割引:5%、一括払)

医薬品等危険に加えて施設危険がセットとなっております。(開設者・管理者向けプランです。)

※以下の金額を限度としてお支払いします。

【Aプラン】

保険金額(医薬品等危険)		保険金額(施設危険)			保険金額(人格権侵害)		
1 事故	1 年間	対人 1 名	対人 1 事故	対物 1 事故	対人 1 名	対人 1 事故	1 年間
500 万円	1,500 万円	500 万円	1,500 万円	100 万円	50 万円	500 万円	500 万円

※1 事故につき、1,000 円は自己負担となります。(人格権侵害においては 3 万円が自己負担となります。)

年間保険料	1 店舗あたり:980 円
-------	---------------

【Bプラン】

保険金額(医薬品等危険)		保険金額(施設危険)			保険金額(人格権侵害)		
1 事故	1 年間	対人 1 名	対人 1 事故	対物 1 事故	対人 1 名	対人 1 事故	1 年間
1,000 万円	3,000 万円	1,000 万円	3,000 万円	300 万円	50 万円	500 万円	500 万円

※1 事故につき、1,000 円は自己負担となります。(人格権侵害においては 3 万円が自己負担となります。)

年間保険料	1 店舗あたり:1,120 円
-------	-----------------

② 勤務者契約 (保険期間:1 年間、団体割引:5%、一括払)

薬局や店舗にお勤めになる勤務登録販売者向けのプランです。

※以下の金額を限度としてお支払いします。

【Cプラン】

保険金額(医薬品等危険)		保険金額(人格権侵害)		
1 名	1 事故・1 年間	対人 1 名	対人 1 事故	1 年間
500 万円	1,500 万円	50 万円	500 万円	500 万円

※1 事故につき、1,000 円は自己負担となります。(人格権侵害においては 3 万円が自己負担となります。)

年間保険料	1 名あたり:620 円
-------	--------------

【Dプラン】

保険金額(医薬品等危険)		保険金額(人格権侵害)		
1 名	1 事故・1 年間	対人 1 名	対人 1 事故	1 年間
1,000 万円	3,000 万円	50 万円	500 万円	500 万円

※1 事故につき、1,000 円は自己負担となります。(人格権侵害においては 3 万円が自己負担となります。)

年間保険料	1 名あたり:660 円
-------	--------------

<傷害総合保険>

就業中のみの危険補償特約、入院保険金支払限度日数変更特約(180 日)セット

(保険期間:1年間・職種級別A級、団体割引:5% 一時払)

死亡・後遺障害	入院(1 日あたり) 180 日限度	通院(1 日あたり) 90 日限度
200 万円	1,350 円	800 円

※手術保険金:入院を伴う手術は 13,500 円、入院を伴わない外来の手術は 6,750 円

年間保険料	従業員 1 名あたり:1,970 円
--------------	---------------------------

団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。

Ⅱ.本保険のお申込方法

1.ご加入手続は

この保険に新しくご加入希望の方は、所定の加入依頼書にご記入のうえ、保険料を添えてお申込みください。今までご加入の方も、希望する保険種類を選択し、保険料を東薬協あてにお支払いください。

- ・ご加入の際は、加入依頼書の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。
- ・保険料算出の基礎となる人数等の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきまして、加入依頼書の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- ・保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。

★中途加入(5 月 1 日以降に加入する場合)について

保険期間開始後に中途加入される場合は、毎月 5 日を申込締切日とし、翌月 1 日からの補償開始となります。

所定の加入依頼書にご記入のうえ、東薬協あてに保険料を添えてお申込みください。

★中途加入保険料について

① 賠償責任保険(店舗契約)

加入月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
プランA 保険料	900 円	820 円	740 円	650 円	570 円	490 円	410 円	330 円	250 円	160 円	80 円
プランB 保険料	1,030 円	930 円	840 円	740 円	650 円	570 円	480 円	380 円	290 円	190 円	100 円

② 賠償責任保険(勤務者用)

加入月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
プランC 保険料	570 円	520 円	470 円	410 円	360 円	310 円	260 円	210 円	160 円	100 円	50 円
プランD 保険料	610 円	550 円	500 円	440 円	390 円	330 円	280 円	220 円	170 円	110 円	60 円

③ 傷害総合保険（1名あたり）

加入月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
保険料	1,800 円	1,650 円	1,480 円	1,310 円	1,160 円	990 円	810 円	660 円	490 円	320 円	170 円

2.申込締切日

2025 年 3 月 7 日(金)まで

3.加入者証の発行について

新規にご加入される方もしくはご希望される方のみに発行しております。
ご希望の場合は取扱代理店までご連絡ください。

Ⅲ.万一、事故がおきた場合は

保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

No.	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書（写）、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 など
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿（写） など ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書（写）、登録事項等証明書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、被害者からの領収書、承諾書 など

* 事故時の対応について

1.万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

<1>以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。

- ① 事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
- ② 上記①について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
- ③ 損害賠償の請求の内容

<2>他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。

<3>損害の発生および拡大の防止に努めてください。

<4>損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。

<5>損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。

<6>他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。

<7>上記の<1>～<6>のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。

2.次にその事項をできるだけ早く東葉協を經由して損保ジャパンに連絡してください。特に、傷害事故の場合は事故の発生の日から30日以内にご通知のない場合には、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

3.それから被害者またはその家族をお見舞いし、相手方の言い分をよく聞いてください。その際、議論をするのではなく、納得のいく解決を期するため、専門家にご相談のうえ、善処する旨を伝え、法律的な質問が出た場合にも安易に回答をしないようご注意ください。

4.随時、その話し合った内容を損保ジャパンにご連絡ください。損保ジャパンでは、事故解決のために最も適切なアドバイスをします。被保険者（保険の対象となる方）が損害賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談いただきながらご自身で被害者と示談交渉を行っていただくことになります。また、事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

*** この保険では、保険会社が被保険者（保険の対象となる方）に代わり、示談交渉を行うことはできません。**

・損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金を支払います。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

- ① 公的機関による捜査や調査結果の照会
- ② 専門機関による鑑定結果の照会
- ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
- ④ 日本国外での調査
- ⑤ 損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金を支払われない場合がありますのでご注意ください。

・賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店までお問い合わせください。

<参考>この保険制度で実際にお支払いした事故事例

虫に刺されて来店した患者に、希釈していないアンモニア水を塗布してしまったため、患者の右前腕が火傷のようになり、完治後も跡が残ってしまったもの。

支払保険金：約 50 万円

コンタクトレンズの洗浄保存液の購入を希望していた顧客に対して、誤って洗浄用を販売。患者のコンタクトレンズが使用不能となり、目が充血して治療を要したもの。

支払保険金：約 4 万円

店舗のシャッターを下ろすために支えの鉄柱を外した。その際、横の道路を自転車で走っていた通行人の顔面に当ててしまい歯を損傷させたもの。

支払保険金：約 55 万円

※上記は事例であり、実際の事故によってお支払保険金の額は異なります。

IV.ご加入にあたってのご注意

告知義務(ご契約締結時における注意事項)

1. 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

2. 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

(注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

①記名被保険者

(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。)

②業務内容

③損保ジャパンが加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項

④その他加入証明書記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容

●通知義務(ご契約締結後における注意事項)

- (1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

(注)加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。
- (4) 重大事由による解除等
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

V. お問い合わせ先

＜本保険制度の窓口＞

公益社団法人 東京都医薬品登録販売者協会

〒114-0002 東京都北区王子 4-24-11 IKビル 7 階

TEL: 03-6908-4130 / FAX: 03-6908-4140

＜取扱代理店＞ **損保ジャパンパートナーズ株式会社**

〒163-0417 東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビルディング 17 階

TEL: 03-6279-0654 / FAX: 03-6279-0695

(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

＜引受保険会社＞ **損害保険ジャパン株式会社**

医療・福祉開発部 第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1

TEL: 03-3349-5137 (受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

(注)取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

(注)このご案内は概要を説明したものです。不明点などの詳細は、“V. お問い合わせ先”まで、ご照会ください。

(注)ご加入者以外にこの保険の補償対象となる方(被保険者)がいる場合、その方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

VI. その他ご注意

- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
『賠償責任保険』については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。
- この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。(傷害総合保険(オプション契約)は日本国内外が対象となります。)
- この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
- クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)について

営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。

- ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】
0120-727-110

＜受付時間＞
平日/午後5時～翌日午前9時 土日祝日(12月31日～1月3日を含みます。)/24時間
※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

■個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえでご加入ください。

■保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター[ナビダイヤル] 0570-022808<通話料有料>

受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(<https://www.sonpo.or.jp/>)

(SJ24-11599 2024.12.9)